

令和5年度鳥取県計画に関する 事後評価

令和7年1月
鳥取県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

【医療分】

行った

(令和5年度)

- ・令和7年1月15日 鳥取県地域医療対策協議会において議論
- ・令和7年1月16日 鳥取県医療審議会において議論

行わなかった

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

—

2. 目標の達成状況

令和5年度鳥取県計画に規定した目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

■鳥取県全体（目標と計画期間）

1 目標

鳥取県においては、医療機関の役割分担と連携、在宅医療・介護の確保、医療・介護従事者の確保と資質の向上等の課題を解決し、医療や介護が必要な者が、地域において安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

希望すれば在宅で療養できる地域の実現に向け、在宅医療（歯科・薬科を含む。）を推進する。

（ア）在宅医療を調整する拠点を整備し、在宅医療を提供する機関の連携や多職種の連携を強化（ただし、市町村の範囲を超える事業が対象）

（イ）在宅医療を担う機関を整備・充実するとともに、人材を確保・育成

（ウ）かかりつけ医を持つこと、医療機関の機能分担、在宅医療などを住民へ啓発

【定量的な目標値】

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数の増加：172 か所（R2）→195 か所（R5）
- ・県内訪問看護師数の増加：435 人（R4）→455 人（R5）
- ・訪問診療実施件数の増加：7,970 件（R2）→8,500 件（R5）

④ 医療従事者の確保に関する目標

継続した医療提供体制の確保に向け、質の高い医療人材の育成・定着を進める。

（ア）質の高い医療人材を養成・確保

（イ）高度・多様化する医療に対応できる医療人材のキャリア形成

（ウ）就労環境の整備・改善などにより医療従事者等の負担軽減及び定着促進

【定量的な目標値】

- ・救急科医師の増加：18.6 名（R4）→18.7 名以上（R5）
- ・実施主体における NICU 担当医師数の維持：28 名（R4）→28 名（R5）
- ・女性医師数の増加：207 人（R4）→208 人以上（R5）
- ・歯科衛生士の復職者数：2 名
- ・鳥取県内の特定行為看護師数：52 人（R4 年度末）→63 人（R5 年度末）
- ・県内養成施設の卒業生の県内就業率の増加：59.1%（R4）→59.2%以上（R5）
- ・県内看護師等養成施設の定員に対する入学定員充足率の維持：81%（R5 年度入学）

→81% (R6 年度入学)

- ・鳥取大学医学部附属病院（産婦人科医療スタッフ）の時間外勤務時間数：1人あたり77時間／年以内（R4：1人あたり77時間／年）
- ・病院勤務医師数の増加：1,227人（R4）→1,228人以上（R5）
- ・看護職員（40歳未満）の離職率の低下：9.6%（R4）→9.5%以下（R5）
- ・腎臓専門医等の認定に向け腎センターで養成する医師数：5名（R5）
- ・県内臨床研修病院のマッチング者数の増加：44名（過去3年平均）→51人（R6研修開始）
- ・看護職員の離職率の低下：8.6%（R4）→8.5%以下（R5）
- ・自治医科大学志願者数：15名（R4）→18名（R5）

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要があり、本県においても医療機関が実施する労働時間短縮に向けた取組に対して支援を行うことにより、勤務医の働き方改革を推進する。

【定量的な目標値】

- ・時間外労働時間数年間960時間越えの医師がいる病院数の減少：5病院（R4）→4病院以下（R5）

2 計画期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

□鳥取県全体（達成状況）

【医療分】

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数の増加：172か所（R2）→157か所（R5）
- ・県内訪問看護師数の増加：435人（R4）→436人（R5）
- ・訪問診療実施件数の増加：7,970件（R2）→7,555件（R5）

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・救急科医師の増加：18.6名（R4）→24.3名（R5）
- ・実施主体におけるNICU担当医師数の維持：28名（R4）→28名（R5）
- ・女性医師数の増加：207人（R4）→一人（事業未実施）
- ・歯科衛生士の復職者数：2名
- ・鳥取県内の特定行為看護師数：52人（R4年度末）→73人（R5年度末）
- ・県内養成施設の卒業生の県内就業率の増加：59.1%（R4）→60.7%（R5）
- ・県内看護師等養成施設の定員に対する入学定員充足率の維持：81%（R5年度入学）

→70% (R6 年度入学)

- ・鳥取大学医学部附属病院（産婦人科医療スタッフ）の時間外勤務時間数：1人あたり89時間／年以内（R4：1人あたり77時間／年）
- ・病院勤務医師数の増加：1,227人（R4）→1,238人（R5）
- ・看護職員（40歳未満）の離職率の低下：9.6%（R4）→9.3%（R5）
- ・腎臓専門医等の認定に向け腎センターで養成する医師数：17名（R5）
- ・県内臨床研修病院のマッチング者数の増加：44名（過去3年平均）→39人（R6研修開始）
- ・看護職員の離職率の低下：8.6%（R4）→8.5%（R5）
- ・自治医科大学志願者数：15名（R4）→21名（R5）

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

- ・時間外労働時間数年間960時間越えの医師がいる病院数の減少：5病院（R4）
→4病院（R5）

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 「訪問診療を実施する診療所・病院数の増加」及び「訪問診療実施件数の増加」については、車両整備支援等により訪問診療を行う医療機関の取組を推進しているが、医師の高齢化等により訪問診療実施の医療機関が減少（今後、圏域での議論を加速。）。
- 「県内訪問看護師数の増加」が未達成となった理由としては、一部の病院併設ステーションの閉鎖、新規の訪問看護ステーションの立ち上げの鈍化が考えられる。（R6の訪問看護師数は466人）

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 「県内看護師等養成施設の定員に対する入学定員充足率の維持」については、少子化等の影響により、昨年度を下回った。（今後、小中高生向けの看護の魅力発信の強化を検討）
- 「鳥取大学医学部附属病院（産婦人科医療スタッフ）の時間外勤務時間数」については、前年と比較して増加したものの、新生児の家族への指導等の事務を代行する公認心理士は確保できており、医療スタッフの業務負担が一定程度軽減されている。
- 「県内臨床研修病院のマッチング者数の増加」については、目標を達成できなかった。県内医学部には県外出身者が多く在籍しており、地元での初期臨床研修を希望する者が多くみられる等の理由から、マッチング者数が伸び悩み目標には到達しなかった。

上記以外の目標については達成した。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

- 「時間外労働時間数年間960時間越えの医師がいる病院数の減少」については、目標を到達した。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 「訪問診療を実施する診療所・病院数の増加」については、引き続き、多職種連携研修や在宅医療に関する協議会・講演会等の実施を通じて、訪問診療に係る提供体制の強化を図る。
- 「訪問診療実施件数の増加」については、引き続き、訪問診療に必要な設備等を整備する事業者に対して支援を行い、訪問診療に係る提供体制の充実を図る。
- 「県内訪問看護師数の増加」については、訪問看護への理解・関心のある看護職の育成に継続して取り組み、退院前カンファレンスの充実、訪問看護の実施の増加等在宅医療推進につながるよう支援を行うとともに、新たに訪問看護師を志す人材の育成を行うことで目標の達成を図る。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 「県内看護師等養成施設の定員に対する入学定員充足率の維持」については、県看護協会、養成施設、病院、高校等と連携しながら、より看護職の確保・定着効果のある取組を行うことで、目標達成を図る。
- 「鳥取大学医学部附属病院（産婦人科医療スタッフ）の時間外勤務時間数」については、今後も事業を継続することで目標達成を図る。
- 「県内臨床研修病院のマッチング者数の増加」については、臨床研修環境・体制を充実させるとともに、奨学金貸与者の地域医療への貢献義務について個別面談で意識付けを行う等の取組みにより目標の達成を図る。各臨床研修病院の定員やプログラムの見直し等によりマッチング数の増加につなげていく。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

- 特になし。

4) 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県東部（目標と計画期間）

<p>① 県東部の医療と介護の総合的な確保に関する目標</p> <p>県東部では、医療機関の役割分担と連携、在宅医療・介護の確保、医療・介護従事者の確保と資質の向上等の課題が存在しており、これらの課題の解決に向け精力的に取り組む。</p> <p>② 計画期間</p> <p>令和5年4月1日～令和6年3月31日</p>
<p>□県東部（達成状況）</p> <p>【医療分】</p> <p>県東部の目標の達成状況は、県全体に準じる。</p>
<p>■県中部（目標と計画期間）</p> <p>① 県中部の医療と介護の総合的な確保に関する目標</p> <p>県中部では、医療機関の役割分担と連携、在宅医療・介護の確保、医療・介護従事者の確保と資質の向上等の課題が存在しており、これらの課題の解決に向け精力的に取り組む。</p> <p>② 計画期間</p> <p>令和5年4月1日～令和6年3月31日</p>
<p>□県中部（達成状況）</p> <p>【医療分】</p> <p>県中部の目標の達成状況は、県全体に準じる。</p>
<p>■県西部（目標と計画期間）</p> <p>① 県西部の医療と介護の総合的な確保に関する目標</p> <p>県西部では、医療機関の役割分担と連携、在宅医療・介護の確保、医療・介護従事者の確保と資質の向上等の課題が存在しており、これらの課題の解決に向け精力的に取り組む。</p> <p>② 計画期間</p> <p>令和5年4月1日～令和6年3月31日</p>
<p>□県西部（達成状況）</p> <p>【医療分】</p>

県西部の目標の達成状況は、県全体に準じる。

3. 事業の実施状況

令和5年度鳥取県計画に規定した事業について、令和5年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業区分2：居宅等における医療の提供に関する事業

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 1（医療分）】 在宅医療連携拠点事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 17,237千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	各地区医師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢化の進展や地域医療構想の推進に伴い、高齢患者の増加、在宅医療の需要の増加が見込まれるため、医療と介護の連携を図り、受け皿としての在宅医療の提供体制の確保、更なる充実を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標： ・訪問診療を実施する診療所・病院数の増加：172か所（R2）→195か所（R5）</p>	
事業の内容（当初計画）	在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援、地域の医療・介護関係者による協議の場の定期開催、地域の医療・介護資源の機能等の把握・情報提供や地域包括支援センター等との連携など、連携拠点として在宅医療を推進するための取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に関する協議会・講演会等の開催：30回 地域連携パス推進に関する協議会等の開催：10回 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に関する協議会・講演会等の開催：43回 地域連携パス推進に関する協議会等の開催：14回 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 訪問診療を実施する診療所・病院数の増加：172か所（R2）→157か所（R5） <p>（1）事業の有効性 医療・介護資源の活用に係る検討や、退院後や終末期の支援に係る多職種連携研修の実施、市町村や病院と連携したパス運用改善に係る協議会等の開催、在宅医療に関する協議会や講演会等を</p>	

	<p>開催することで、地域の医療従事者の職種を超えた連携や圏域ごとの課題検討が進んでいる。</p> <p>アウトカム指標については、車両整備支援等により訪問診療を行う医療機関の取組を推進しているが、医師の高齢化等により訪問診療実施の医療機関が減少（今後、圏域での議論を加速。）。</p> <p>引き続き、多職種連携研修や在宅医療に関する協議会・講演会等の実施を通じて、訪問診療に係る提供体制の強化を図る。</p> <p>（２）事業の効率性</p> <p>事業者へのヒアリングにより、補助対象経費の精査を行っている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 2 (医療分)】 在宅医療推進のための看護師育成支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 16,000 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取大学医学部附属病院	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携の推進のためには、病院看護師の在宅医療の理解を深めるとともに、訪問看護師の確保の強化を図る必要がある。 ・現状では訪問看護師は不足しており、訪問看護師の不足の要因、課題として、知識や技術の不足、看護師自身の在宅看護への意識の低さなどがある。 ・訪問看護ステーションに従事している看護職の9割弱が「やりがいがある」と回答しており、在宅医療も高度化する中、継続就労のためにはスキルの強化を図る必要がある。 	
	アウトカム指標 <ul style="list-style-type: none"> ・県内訪問看護師数の増加：435人（R4）→455人（R5） ※鳥取県訪問看護支援センター調べ 	
事業の内容（当初計画）	入院中から在宅生活を意識した新卒看護師等の育成及び訪問看護師の養成や、訪問看護能力強化による訪問看護師の離職防止支援などの看護人材育成に対し助成を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・以下コース受講者数 126人／年 ※各コースの定員数 ①在宅生活志向をもつ看護師育成コース ②在宅医療・看護体験コース ③訪問看護能力強化コース 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・以下コース受講者数 171人／年 ※各コースの定員数 ①在宅生活志向をもつ看護師育成コース ②在宅医療・看護体験コース ③訪問看護能力強化コース 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内訪問看護師数の増加：435人（R4）→436人（R5） 	
	(1) 事業の有効性 本事業により、関係機関における在宅医療や訪問看護への理解・関心が浸透し、医療機関における退院前カンファレンスの実施や退院前後の訪問看護の実施が増加している。また、訪問診療や訪問看護ステーションの実習等により、地域の医療機関と連携し、地域・居宅における患者のケアを担っていく必要性について	

	<p>も理解が深まり、訪問看護師確保に向けた体制の整備と今後の在宅医療推進の連携強化につながっている。</p> <p>アウトカム指標の県内訪問看護師数の増加が未達成となった理由としては、大規模な訪問看護ステーションの閉鎖、新規の訪問看護ステーションの立ち上げの鈍化が考えられる。</p> <p>新たに訪問看護師となった者は把握できた人数だけでも30名を超え、新規訪問看護師の養成は引き続き行われているが(R6の訪問看護師数は466人)、病院併設の大規模なステーションの閉鎖、新規のステーション数の減少により、全体数の増加が鈍化したものと思われる。</p> <p>訪問看護への理解・関心のある看護職の育成に継続して取り組み、退院前カンファレンスの充実、訪問看護の実施の増加等在宅医療推進につながるよう支援を行うとともに、新たに訪問看護師を志す人材の育成を行うことで目標の達成を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業実施主体が看護教育を行う鳥取大学であり、企画・実施など教育のスキームが確立されており、質の高い人材育成を円滑に実施できる。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 3 (医療分)】 訪問看護師確保支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 111,816 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	指定訪問看護ステーション等	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の高齢化の進展に応じて、需要増が見込まれる在宅医療や看取りに関わる看護職員、医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の育成・確保が必要。一方で、特に小規模な事業所（訪問看護等）においては、職員数が少なく、現任教育や新任教育を受ける体制が整いにくく、資質の向上が図りにくい。 ・また、緊急対応など24時間対応体制が必要な医療依存度の高い利用者などに対応するため、夜間・休日においても緊急呼出待機の体制が取られているが、現在の24時間365日の訪問看護対応体制が継続するよう処遇改善を図る必要がある。 	
	アウトカム指標 <ul style="list-style-type: none"> ・県内訪問看護師数の増加：435人（R4）→455人（R5） ※鳥取県訪問看護支援センター調べ	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員のスキルアップの一環として、訪問看護職員養成講習会に看護職員を参加させる施設に対する受講者の人件費を助成する。 ・週24時間以上勤務する新人訪問看護師を新たに雇用し、新人訪問看護師に同行する（先輩）看護師の人件費を助成する。 ・訪問看護の救急呼出（オンコール）に備えて看護師が自宅等において待機した場合の手当（待機手当）を支給する事業所に対して経費を助成する。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護職員養成講習会参加者数：9人（R5） ・新人訪問看護師採用数：20人（R5） ・訪問看護師待機手当を支給する事業所数：59事業所（R5） 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護職員養成講習会参加者数：10人（R5） ・新人訪問看護師採用数：31人（R5） ・訪問看護師待機手当を支給する事業所数：59事業所（R5） 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内訪問看護師数の増加：435人（R4）→436人（R5） 	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>訪問看護ステーションは小規模な事業所が多く現任教育や新任教育を受けづらい環境にある中、研修受講や新人同行訪問に係る人件費支援により研修等の受講機会を確保し、訪問看護師の質の向上を図っている。また、待機手当の支給支援により、24時間体制で対応している訪問看護師の処遇改善を行うことで、訪問看護師の確保・定着に寄与している。</p> <p>アウトカム指標の県内訪問看護師数の増加が未達成となった理由としては、大規模な訪問看護ステーションの閉鎖、新規の訪問看護ステーションの立ち上げの鈍化が考えられる。</p> <p>新たに訪問看護師となった者は把握できた人数だけでも30名を超え、新規訪問看護師の養成は引き続き行われているが(R6の訪問看護師数は466人)、病院併設の大規模なステーションの閉鎖、新規のステーション数の減少により、全体数の増加が鈍化したものと思われる。</p> <p>訪問看護師の質向上のための研修受講、同行訪問の支援、処遇改善を目的とした待機手当の補助等の支援を継続して行うことで、働き続けられる体制整備を行い、目標の達成を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業者へのヒアリングにより、補助対象経費の精査を行っている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 4 (医療分)】 在宅医療推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 48,529 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	訪問診療を行う医療機関、訪問看護ステーション等	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後、増加が見込まれる在宅患者に対して、適切な医療サービスが供給できるよう在宅医療にかかる提供体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療実施件数の増加：7,970件 (R2) →8,500件 (R5) <p>※実施件数は医療施設調査に基づく。</p>	
事業の内容 (当初計画)	訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等を推進するため、訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な施設・設備整備を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・在宅医療の提供体制の充実を図る医療機関への支援数 (18カ所 / 年)	
アウトプット指標 (達成値)	・在宅医療の提供体制の充実を図る医療機関への支援数 (17カ所 / 年)	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療実施件数の増加：7,970件 (R2) →7,555件 (R5) <p>(1) 事業の有効性</p> <p>訪問診療に必要な設備等を整備する事業者に対して支援を行うことで、県内事業者の在宅医療提供体制の充実が図られている。アウトプット指標は未達成となったが、事業者の整備計画の見直しによるものであり、必要な事業所には支援を行っていることから、特段の問題はないと考える。アウトカム指標については、車両整備支援等により訪問診療を行う医療機関の取組を推進しているが、医師の高齢化等により訪問診療実施の医療機関が減少 (今後、圏域での議論を加速。)</p> <p>引き続き、訪問診療に必要な設備等を整備する事業者に対して支援を行い、訪問診療に係る提供体制の充実を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する補助金交付手続きを迅速に行い、事業効果を失うことのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 5 (医療分)】 訪問看護支援センター事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 17,789 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療の需要の増加が見込まれる中、訪問看護サービスの安定的供給及び在宅医療の推進体制の強化を図り、不足する訪問看護師を確保するためには、訪問看護事業に係る人材育成、経営支援、普及活動等への支援が必要。	
	アウトカム指標 ・県内訪問看護師数の増加：435人(R4)→455人(R5) ※鳥取県訪問看護支援センター調べ	
事業の内容(当初計画)	人材育成機能、経営支援機能、普及活動機能を備えた鳥取県訪問看護支援センターの運営を公益社団法人鳥取県看護協会に委託する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師養成講習会受講者：25人(R5) ・キャリアアップ講座受講者：120人(R5) ・訪問看護出前講座：5回(R5) ・訪問看護ステーションのアウトリーチ支援：10か所(R5) ・訪問看護ステーション大規模化のためのワーキング開催：3回(R5) 	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師養成講習会受講者：27人(R5) ・キャリアアップ講座受講者：192人(R5) ・訪問看護出前講座：9回(R5) ・訪問看護ステーションのアウトリーチ支援：2か所(R5) ・訪問看護ステーション大規模化のためのワーキング開催：4回(R5) 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内訪問看護師数の増加：435人(R4)→436人(R5) <p>(1) 事業の有効性</p> <p>計画的に養成講習会やフォローアップ研修等を開催したことにより、訪問看護サービスの安定的供給及び在宅医療の推進体制の強化につながっている。また、訪問看護支援センターの体制拡充や訪問看護機能強化に係る新規事業の実施等により経営指導等個別相談対応を丁寧に行うことができる。</p> <p>アウトプット指標の訪問看護ステーションのアウトリーチ支</p>	

	<p>援及びアウトカム指標については、目標を達成できなかった。事業内容は概ね達成しており、資質向上、訪問看護ステーションの機能強化は進んでいると思われるものの、離職者が一定数あること、人材確保や経営面の課題等により事業所の閉鎖等があり、目標達成に至らなかった。</p> <p>引き続き個々の事業所に丁寧に指導等を行い、管理面経営面を含めた事業所の機能強化を支援する必要がある。新たな人材確保に向け、引き続き研修を継続するとともに、新人職員への対応等についても各事業所へ個別に助言等を行う必要がある。</p> <p>目標達成には至らなかったものの、支援センター職員を1名増加していることで、個々の事業所への支援が質的量的に増えており、訪問看護ステーションの資質向上、機能強化に寄与していると考える。(R6の訪問看護師数は466人)</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県看護協会に委託して実施することにより、人材育成、経営支援、普及活動を効率的に行うことができる。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 6 (医療分)】 在宅医療推進に向けた訪問看護体制強化 事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 44,066 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	訪問看護ステーション	
事業の期間	令和5年7月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内の訪問看護ステーション数は増加傾向にあるものの、看護師(常勤換算)が5人未満の小規模ステーションが約6割を占めている。</p> <p>人員体制が脆弱な小規模ステーションでは、24時間対応の体制構築が困難、看護職員が定着しないといった課題が生じており、今後の在宅医療の需要増加に対応するため、安定的な人材確保やサービスの質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内訪問看護師数の増加：435人(R4)→455人(R5) ※鳥取県訪問看護支援センター調べ 	
事業の内容(当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションの大規模化及び機能強化を推進するため、機能強化型訪問看護管理療養費1または2の算定を目指す県内訪問看護ステーションの人件費や設備整備費等を補助する。 ・育児・介護等による離職を防止し、看護職員の定着促進を図るため、代替職員の人件費を補助する。 	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・機能強化型訪問看護管理療養費1または2の算定を目指す訪問看護ステーションの数：3施設 ・育児・介護等を取得する看護職員の代替職員を雇用する訪問看護ステーションの数：1施設 	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・機能強化型訪問看護管理療養費1または2の算定を目指す訪問看護ステーションの数：3施設 ・育児・介護等を取得する看護職員の代替職員を雇用する訪問看護ステーションの数：0施設 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内訪問看護師数の増加：435人(R4)→436人(R5) <p>(1) 事業の有効性</p> <p>新規雇用職員及び産休・育休取得等者等の代替職員の人件費や医療機器・訪問車両等の購入費を補助することにより訪問看護サービスの安定的供給及び在宅医療の推進体制強化に寄与している。</p>	

	<p>アウトプット指標の育児・介護等を取得する看護職員の代替職員を雇用する訪問看護ステーションの数とアウトカム指標については、目標を達成できなかった。事業内容は概ね達成しており、資質向上、訪問看護ステーションの機能強化は進んでいると思われるものの、離職者が一定数あること、人材確保や経営面の課題等により事業所の閉鎖等があり、目標達成に至らなかった。</p> <p>産休等の代替職員を募集するも、応募がなく採用できない状況である。引き続き訪問看護ステーションやナースステーションと連携し、新たな訪問看護師の養成、確保に向けた取組を強化する必要がある。</p> <p>目標達成には至らなかったものの、支援センター事業による研修等で新たな人材養成が行われており、県内訪問看護師も少しずつ増加しているところである。(R6の訪問看護師数は466人)</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>看護職員全体の不足感が増す中、代替職員等の人件費や医療機器の購入費を補助することで訪問看護ステーションの機能強化に直接つなげることができる。</p>
その他	

事業区分4：医療従事者の確保に関する事業

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 7（医療分）】 救急勤務医支援事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 37,070 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取市立病院、博愛病院等	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>救急医療機関への軽症患者の受診等で医師の負担が過重となっており、救急勤務医の処遇改善や救急勤務医の増加が求められている。</p> <p>アウトカム指標 ・救急科医師の増加：18.6名（R4）→18.7名以上（R5）（常勤換算後） ※数値は「医師数に関する調査」より</p>	
事業の内容（当初計画）	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当の一部を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・救急勤務医手当の支給件数：3,400件	
アウトプット指標（達成値）	・救急勤務医手当の支給件数：3,933件	
事業の有効性・効率性	<p>・救急科医師の増加：18.6名（R4）→24.3名（R5）（常勤換算後）</p> <p>（1）事業の有効性 休日・夜間に救急対応する医師に対する救急勤務医手当の支給を支援することで、救急勤務医の処遇が改善され、救急科医師の確保に繋がった。</p> <p>（2）事業の効率性 事業者へのヒアリングにより、補助対象経費の精査を行っている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 8 (医療分)】 新生児医療担当医確保支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,830 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取大学医学部附属病院	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	職務の複雑さや就労環境等が特殊なことから小児科医師の負担が過重となっており、医師不足が懸念されていることから、処遇改善を図る必要がある。 アウトカム指標 ・実施主体における NICU 担当医師数の維持：28 名 (R4) →28 名 (R5)	
事業の内容 (当初計画)	NICU において新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給される NICU に入院する新生児に応じて支給される手当 (新生児担当医手当) を支給する医療機関に対して補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・新生児医療担当医手当支給件数：170 件	
アウトプット指標 (達成値)	・新生児医療担当医手当支給件数：148 件	
事業の有効性・効率性	・実施主体における NICU 担当医師数の維持：28 名 (R4) →28 名 (R5) (1) 事業の有効性 分娩手当の支給支援により、過酷な勤務環境による医師不足が懸念される産科医等の処遇改善と分娩提供体制の維持に寄与している。 アウトプット指標は目標に到達しなかったものの、実績に応じて必要な手当は全て支給されており、問題ないものとする。 (2) 事業の効率性 事業者へのヒアリングにより、補助対象経費の精査を行っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 女性医師就業環境整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,000 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	病院、診療所	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県の女性医師は増加傾向にあることから、働きやすい環境整備を進め、出産・育児等による離職防止、キャリア継続を支援していく必要がある。</p> <p>アウトカム指標 ・女性医師数の増加：207人 (R4) →208人以上 (R5)</p>	
事業の内容 (当初計画)	女性医師が働きやすい環境整備を促進することにより、就業の継続、復職を支援するため、女性医師の就業環境の改善、充実に必要なハード事業の実施経費を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・女性医師の就業環境整備：1箇所	
アウトプット指標 (達成値)	・女性医師の就業環境整備：－箇所 (事業未実施)	
事業の有効性・効率性	<p>・女性医師数の増加：207人 (R4) →－人 (R5) (事業未実施)</p> <p>(1) 事業の有効性 事業未実施</p> <p>(2) 事業の効率性 事業未実施</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.10（医療分）】 歯科衛生士復職支援事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 703 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の実施主体	鳥取県西部歯科医師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>歯科衛生士の不足状況の改善にあたり、結婚、出産により職を離れた者の復職を支援する必要があるが、そのためには復職に不安を抱える歯科衛生士等の技術面での支援及び相談体制の整備が必要。（参考：西部歯科医師会が西部地区の歯科診療所に調査を行ったところ、半数近くの診療所が自院の歯科衛生士は十分でないと回答した。）</p> <p>仕事と家庭の両立や知識、技術面での不安、勤務先の条件面での折り合いがつかないなど、再就職を希望していても復職に至らない場合も多いため、希望者に対して継続的にフォローアップしていく必要とあり、復職に結び付けていく必要がある。</p>	
	<p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士の復職者数：2名（R3：2名） 	
事業の内容（当初計画）	出産・育児等の理由で離職した歯科衛生士の再就職に対する地区歯科医師会の取組について支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士復職支援講習会開催：1回 ・講習会参加人数：5人 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士復職支援講習会開催：1回 ・講習会参加人数：7人 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士の復職者数：2名（R3：2名） 	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>長期にわたって離職していた復職希望者は、知識面・技術面に不安要素を感じていることから、最新の治療等に関する講習会の開催により、それらの不安要素をフォローすることで、スムーズな復職に繋がっている。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>地区歯科医師会が実施する研修等に対して支援を行うことで、歯科衛生士のニーズにあった事業を効率的に実施できる。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 1 1 (医療分)】 看護師の特定行為研修受講補助事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 14,069 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の実施主体	県立中央病院、鳥取大学医学部附属病院等	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>質の高い医療の提供のため、特定行為を行うことが出来る看護師の育成が必要である。</p> <p>アウトカム指標 ・鳥取県内の特定行為看護師数：52人（R4年度末）→63人（R5年度末）</p>	
事業の内容（当初計画）	看護師の特定行為研修の指定研修機関が実施する特定行為研修に看護師を派遣する経費を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修派遣経費助成数：10人（R5）	
アウトプット指標（達成値）	・研修派遣経費助成数：17人（R5）	
事業の有効性・効率性	<p>・鳥取県内の特定行為看護師数：52人（R4年度末）→73人（R5年度末）</p> <p>（1）事業の有効性 研修受講に係る経費を助成し、経費負担を軽減することで、特定行為看護師の着実な養成に寄与している。特定行為研修の受講料等支援の継続により、特定行為看護師数は増加（R6からは新たに他の医療機関等の看護師受入を行う病院への支援により対象強化）。</p> <p>（2）事業の効率性 旅費も助成対象としており、県外でしか受講できない講習も受講することができる。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 1 2 (医療分)】 看護師等養成所運営事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 387,997 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県東部医師会、鳥取市医療看護専門学校、米子医療センター	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	継続した医療提供体制の確保に向け、質の高い医療・介護人材の育成・確保が必要である。	
	アウトカム指標 ・県内養成施設の卒業生の県内就業率の増加：59.1% (R4) → 59.2%以上 (R5)	
事業の内容 (当初計画)	県内に就業する看護職員を確保するため、看護師等養成所の運営費に対する支援を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・支援養成所数：3か所	
アウトプット指標 (達成値)	・支援養成所数：3か所	
事業の有効性・効率性	・県内養成施設の卒業生の県内就業率の増加：59.1% (R4) → 60.7% (R5)	
	<p>(1) 事業の有効性 県内の看護師確保は、県内養成施設を卒業した者の就業によるところが大きいため、養成施設の安定的・継続的な運営を図ることは看護職員の確保に有効である。</p> <p>本事業に加えて、養成施設の設備等の整備、看護教員・実習指導者の養成支援等の複数の事業により教育環境を充実させることにより、看護師の確保を目指す。</p> <p>(2) 事業の効率性 養成施設の安定的な運営を確保し看護職員を養成することは、看護師確保に直結するため効率的である。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 13 (医療分)】 看護師等養成所施設設備整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,980 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取看護大学、米子医療センター	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	継続した医療提供体制の確保に向け、質の高い医療・介護人材を育成・定着させるため、看護師等養成所の施設及び設備の整備を行い、より良い教育環境で質の高い教育を実施する必要がある。	
	アウトカム指標 ・ 県内看護師等養成施設の定員に対する入学定員充足率の維持： 81% (R5 年度入学) →81% (R6 年度入学)	
事業の内容 (当初計画)	看護学生の教育環境の改善を図るため、看護師等養成所の管理運営に必要な施設及び設備の整備を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・ 施設設備整備を実施する養成所数：1 か所	
アウトプット指標 (達成値)	・ 施設設備整備を実施する養成所数：1 か所	
事業の有効性・効率性	・ 県内看護師等養成施設の定員に対する入学定員充足率の維持： 81% (R5 年度入学) →70% (R6 年度入学)	
	(1) 事業の有効性 県内で従事する看護師は県内看護師等養成所の卒業者が多く、養成所の施設整備による教育環境の向上は養成所の生徒数確保に繋がることから、看護師確保にも有効である。 アウトカム指標の県内看護師養成施設の定員に対する入学定員充足率は、昨年度を下回った。 県看護協会、養成施設、病院、高校等と連携しながら、より看護職の確保・定着効果のある取組を行うことで、目標達成を図る。 (2) 事業の効率性 事業者へのヒアリング、補助内容の精査により経費削減に努めている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 14 (医療分)】 実習指導者養成支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 9,778千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県立中央病院、鳥取大学医学部附属病院等	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>看護学生の実習受入れに必要な実習指導者の育成を行うことは、看護師の育成には重要であり、実習指導者を養成し、看護職員及び看護学生の資質の向上を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内養成施設の卒業生の県内就業率の増加：59.1% (R4) → 59.2%以上 (R5) 	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や病院以外における看護実習の充実を図るための実習指導者養成講習会を開催するとともに、実習指導者の資質向上を図り、実習体制整備を図るためのフォローアップ研修を行う。 ・看護学生への臨地実習指導を充実させ、質の高い看護師養成を行うため、実習指導者養成に係る研修受講経費の助成を行う。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設講習会受講施設数：10施設 ・看護実習指導者の養成数：30人 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設講習会受講施設数：27施設 ・看護実習指導者の養成数：31人 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内養成施設の卒業生の県内就業率の増加：59.1% (R4) → 60.7% (R5) <p>(1) 事業の有効性</p> <p>実習指導者の養成により、質の高い看護師養成に必要な看護学生への臨地実習指導が充実し、看護学生の県内就業率向上に寄与している。</p> <p>本事業に加えて、看護教員の養成支援や看護教育教材の整備支援、養成所の運営支援といった複数の事業により看護教育をより一層充実させることで、目標達成を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>講習会を日頃より様々な研修を主催し、ノウハウの蓄積のある鳥取県看護協会に委託することで、より効率的で質の高い講習を実施することが可能である。</p> <p>また研修受講費支援にあたっては、事業者へのヒアリングを行い、補助対象経費の精査を行っている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15 (医療分)】 周産期医療に係わる専門的スタッフの養成事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 6,300千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の実施主体	鳥取大学医学部附属病院	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	鳥取大学医学部附属病院の総合周産期母子医療センター及びNICUでは、新生児の家族への授乳指導や育児指導等の業務を医師及び看護師が行っており、当該業務が負担となっている。 アウトカム指標 ・鳥取大学医学部附属病院（産婦人科医療スタッフ）の時間外勤務時間数：1人あたり77時間／年以内（R4：1人あたり77時間／年）	
事業の内容（当初計画）	総合周産期母子医療センターの医療スタッフの負担を軽減するための臨床心理士又は公認心理士の確保に係る経費に対する支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	総合周産期母子医療センターの医療スタッフの負担を軽減するための公認心理士確保（1名／毎年度）	
アウトプット指標（達成値）	総合周産期母子医療センターの医療スタッフの負担を軽減するための公認心理士確保（1名／毎年度）	
事業の有効性・効率性	・鳥取大学医学部附属病院（産婦人科医療スタッフ）の時間外勤務時間数：1人あたり89時間／年 （1）事業の有効性 時間外勤務時間数は前年と比較して増加したものの、新生児の家族への指導等の事務を代行する公認心理士は確保できており、医療スタッフの業務負担が一定程度軽減されていることから、今後も事業を継続することで目標達成を図る。 （2）事業の効率性 事業者へのヒアリング、補助内容の精査により経費削減に努めている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16 (医療分)】 医師等環境改善事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 58,783 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	病院、診療所、指定訪問看護ステーション	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師・看護師にとって、事務作業が負担となり、診療等の業務に支障をきたしている。 アウトカム指標 ・病院勤務医師数の増加：1,227人(R4)→1,228人以上(R5)	
事業の内容(当初計画)	医師事務作業補助者等の導入(人員)増加やICTの活用など医療機関における勤務環境改善に係る取組に対して支援する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	・医療クラークの雇用：20名	
アウトプット指標(達成値)	・医療クラークの雇用：25名	
事業の有効性・効率性	・病院勤務医師数の増加：1,227人(R4)→1,238人(R5) (1) 事業の有効性 医療クラークの新規採用(増員)により、医師等の業務負担が軽減され、勤務環境改善につながっている。寄附講座による鳥大医学生教育や病院勤務医(地域枠医師)のキャリア支援の取組等の継続により、病院勤務医師数は増加。 (2) 事業の効率性 事業者へのヒアリングにより、補助対象経費の精査を行っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17 (医療分)】 病院内保育所運営事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 244,243千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	山陰労災病院、鳥取大学医学部附属病院等	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員等の多くは女性であり、出産・育児を理由とした離職が発生している。継続した医療提供体制の確保に向け、質の高い医療・介護人材を育成・定着させていくためには、医療現場において看護師が育児をしながら安心して働くことができる体制を確保していく必要がある。	
	アウトカム指標 ・看護職員(40歳未満)の離職率の低下:9.6%(R4)→9.5%以下(R5)	
事業の内容(当初計画)	子育て中の看護職員等の医療従事者が安心して働くことができるようにするとともに、看護職員等の離職防止及び再就業支援を促進するため病院内保育所の運営を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	・病院内保育施設を運営する病院への補助:7病院	
アウトプット指標(達成値)	・病院内保育施設を運営する病院への補助:7病院	
事業の有効性・効率性	・看護職員(40歳未満)の離職率の低下:9.6%(R4)→9.3%(R5)	
	(1) 事業の有効性 病院内保育所を設置している県内病院に運営費を助成し、病院内保育所の安定的な運営を確保・継続することで、子育て中の看護職員等の医療従事者が安心して働く環境を維持している。 (2) 事業の効率性 運営費の一部を助成することにより、院内保育の利用者が負担する費用を抑制することができ、利用の促進が進むとともに、病院側も安定した院内保育の運営が可能となる。また、事業実施に当たっては、事業者から提出された事業計画をヒアリングするなど精査している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.18 (医療分)】 鳥取大学医学部附属病院腎センター支援 事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 20,263千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の実施主体	鳥取大学医学部附属病院	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>透析を必要とする患者は増加しているが、県内の腎臓専門医は極めて少なく透析施設でも専門医が不足しており、移植医療においても少数の医師のみで対応し、移植医療の推進も不十分な状況である。</p> <p>このような現状において、腎不全予防、移植・透析を含めた腎臓病治療のためには、腎疾患に携わる人材の育成が急務であり、地域で腎臓病治療を担う人材育成を重点的に推進していく必要がある。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 腎臓専門医等の認定に向け腎センターで養成する医師数：5名 (R5) 	
事業の内容 (当初計画)	鳥取大学医学部附属病院が設置する「腎センター」の運営を支援することにより、腎臓病治療の充実や専門医 (腎臓専門医・透析専門医) の育成など、県内における腎疾患の医療提供体制の強化を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・腎センターを運営するための医師の確保 (2名)	
アウトプット指標 (達成値)	・腎センターを運営するための医師の確保 (2名)	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 腎臓専門医等の認定に向け腎センターで養成する医師数：17名 (R5) <p>(1) 事業の有効性</p> <p>専門医等の育成が進み、県内における腎疾患に係る医療提供体制の強化が図られた。(令和5年度末時点：内科専門医 (1名)、腎臓専門医 (3名)、透析専門医 (2名)、高血圧専門医 (1名)、高血圧指導医 (1名)、多発性嚢胞腎認定医 (2名)、腎臓病療養指導士 (1名))</p> <p>本県における腎臓病診療の拠点として、腎臓病専門医等の育成や関係医療機関との病診連携体制の構築、一般県民に対する腎疾患の普及啓発等を実施することで、腎疾患の医療提供体制の強化に向けた取り組みが進んでいる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	

	医師の養成機関、研究機関である鳥取大学と連携した事業であり、専門医の育成や腎臓病治療の充実に向けた効率的な取組みが可能である。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19 (医療分)】 寄附講座 (鳥取大学医学部地域医療学講座) 開設事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 36,900 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取大学医学部附属病院	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師不足病院の支援等、医師確保対策を総合的に推進する必要がある。	
	アウトカム指標 ・病院勤務医師数の増加：1,227人(R4)→1,228人以上(R5)	
事業の内容 (当初計画)	鳥取大学が設置する地域医療学講座に寄附を行うことにより、以下の事業を行う。 (1) 地域医療に貢献する人材の育成 (2) 地域医療に関する実践 (3) 地域医療に関する研究	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・奨学生の県内定着者数の増加：92人(R4)→93人以上(R5)	
アウトプット指標 (達成値)	・奨学生の県内定着者数の増加：92人(R4)→109人(R5)	
事業の有効性・効率性	<p>・病院勤務医師数の増加：1,227人(R4)→1,238人(R5)</p> <p>(1) 事業の有効性 医師を養成する大学において地域医療教育をカリキュラムに組み込むことで、学生の地域医療を担う医師に必要な知識・技術の習得とスキルアップに確実に寄与している。 また、地域枠学生に対しては各種課外学習活動による地域体験を通じた地域医療への理解を醸成し、卒業後、着実に県内定着する取組を行っており、県内医師不足の解消、及び地域偏在・診療科偏在の寄与に繋がっている。 寄附講座による鳥大医学生教育や病院勤務医(地域枠医師)のキャリア支援の取組等の継続により、病院勤務医師数は増加。</p> <p>(2) 事業の効率性 大学と共同で地域医療教育に取り組むことで、大学が有する専門人材・ノウハウを活用することが可能となり、効率的に事業を行うことができる。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20 (医療分)】 臨床研修指導医講習会等開催事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,340千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>将来の医療を担う若手医師を確保するため、県内で臨床研修を受ける研修医を増やす必要があり、ソフト面も含めた教育環境の整備が必要。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内臨床研修病院のマッチング者数の増加：44人（研修開始：過去3年平均）→51人（R6研修開始） 	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修医の教育を担う指導医を育成する講習会を開催する ・著名な講師を招いてセミナーを開催するとともに、医師・医学生の交流を深めるための交流会を開催する 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新規指導医の増加：25人 ・セミナーへの参加者数：50名/年 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新規指導医の増加：39人 ・セミナーへの参加者数：46名/年 	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内臨床研修病院のマッチング者数の増加：44人（研修開始：過去3年平均）→39人（R6研修開始） <p>（1）事業の有効性</p> <p>初期臨床研修を担う指導医の増加は、臨床研修体制の充実につながり、県内病院で臨床研修を行う医師の増加及び将来の医療を担う若手医師の確保を図るうえで有効である。</p> <p>アウトプット指標のセミナーへの参加者数とアウトカム指標については目標を達成できなかった。県内医学部には県外出身者が多く在籍しており、地元での初期臨床研修を希望する者が多くみられる等の理由から、マッチング者数が伸び悩み目標には到達しなかった。</p> <p>初期臨床研修を担う指導医の増加は、臨床研修体制の充実につながり、県内病院で臨床研修を行う医師の増加及び将来の医療を担う若手医師の確保を図るうえで有効であることから、本事業及び臨床研修医セミナー開催事業により、臨床研修環境・体制を充実させるとともに、奨学金貸与者の地域医療への貢献義務について個別面談で意識付けを行う等の取組みにより目標の達成を図る。</p> <p>各臨床研修病院の定員やプログラムの見直し等によりマッチ</p>	

	<p>ング数の増加につなげていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県内の臨床研修病院と連携した事業であるため、効率的に実施できる。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 2 1 (医療分)】 勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 6,545 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療現場の厳しい勤務環境を改善することで、医療人材の定着及び安定的確保を図る。 アウトカム指標 ・病院勤務医師数の増加：1,227人(R4)→1,228人以上(R5) ・看護職員の離職率の低下：8.6%(R4)→8.5%以下(R5)	
事業の内容(当初計画)	医師、看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するため、医療機関からの相談に対し、情報提供や専門的な支援を行う。また、医療従事者の働き方改革についての広報、研修等を行う。(県医師会に委託)	
アウトプット指標(当初の目標値)	・センターが個別支援を行う医療機関数：12医療機関	
アウトプット指標(達成値)	・センターが個別支援を行う医療機関数：13医療機関	
事業の有効性・効率性	<p>・病院勤務医師数の増加：1,227人(R4)→1,238人(R5) ・看護職員の離職率の低下：8.6%(R4)→8.5%(R5)</p> <p>(1) 事業の有効性 セミナーの開催や医療機関への個別訪問・相談対応等により勤務環境改善に取り組む医療機関を支援している。本事業に加え、病院内保育所の運営費支援による子育てとの両立支援、医療クラークの配置による勤務環境改善等の総合的な取組みを通じて、離職率の低下を図る。寄附講座による鳥大医学生教育や病院勤務医(地域枠医師)のキャリア支援の取組等の継続により、病院勤務医師数は増加。看護職員の離職率はR3比で大きく上昇したR4値(新卒：2.4%→7.2%、全体：7.8%→8.6%)を下回ったものの(新卒：5.4%、全体：8.5%)依然として高止まり(R7に向け定着対策の強化を検討中)。</p> <p>(2) 事業の効率性 鳥取県医師会に委託しており、医師の働き方改革に向けた取組みを効率的に行うことができる。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 22 (医療分)】 医師確保奨学金等貸付事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 3,600 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県の地域医療に従事する医師を輩出する自治医科大学の志願者が減少傾向にあり、将来の地域医療体制に影響を及ぼすことが危惧されることから、同大学に優秀な人材を継続的に入学させる必要がある。</p> <p>アウトカム指標： ・自治医科大学志願者数 15名 (R4) →18名 (R5)</p>	
事業の内容 (当初計画)	地域医療を担う医師を確保するため、県内外の医学生に対して奨学金の貸し付けを行う (県内医療機関で一定期間勤務した場合、貸付金の返還免除)。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	奨学金貸付申請者数：3名 (R5)	
アウトプット指標 (達成値)	奨学金貸付申請者数：3名 (R5)	
事業の有効性・効率性	<p>・自治医科大学志願者数 15名 (R4) →21名 (R5)</p> <p>(1) 事業の有効性 鳥取県枠で自治医科大学に入学した医学生に対して生活費にも充当できる奨学金の貸付を行い、県内医療機関で一定期間勤務した場合、返還免除とすることで、県内で地域医療に従事する医師を志す高校生の裾野を広げ、より質の高い医学生を確保できる。</p> <p>(2) 事業の効率性 自治医科大学の医学生は制度上、もともと9年間の県内勤務義務があるところに、6年間の勤務で返還免除となる奨学金を貸し付ける本事業は、基本的に離脱者ゼロで趣旨に見合った成果をあげることができる。</p>	
その他		

事業区分6：勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

事業の区分	6. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備	
事業名	【No. 23（医療分）】 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備支援事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 86,184千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	病院	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。 アウトカム指標： ・時間外労働時間数年間 960 時間越えの医師がいる病院数の減少：5 病院（R4）→4 病院以下（R5）	
事業の内容（当初計画）	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業を行うために必要な費用を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・本事業を活用して時間外削減に取り組む医療機関：3 機関	
アウトプット指標（達成値）	・本事業を活用して時間外削減に取り組む医療機関：3 機関	
事業の有効性・効率性	<p>・時間外労働時間数年間 960 時間越えの医師がいる病院数の減少：5 病院（R4）→4 病院（R5）</p> <p>（1）事業の有効性 医師等の人材の確保や医師の業務負担に資するシステムの導入等の経費支援により、医療機関の時間外勤務削減に向けた体制整備が進んだ。 勤務環境改善支援センターによる相談対応や医療機関の時短に向けた取組への経費支援等の継続により、長時間労働医師を抱える医療機関数は減少（なお、現在3病院を特例水準の用医療機関として指定）。</p> <p>（2）事業の効率性 医師の労働時間短縮に取り組む医療機関への直接支援であり、事業の有効性は高い。</p>	
その他		